



平成21年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 NECフィールドディング株式会社  
代表者名 代表取締役執行役員社長 片山 徹  
(コード番号：2322 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員常務 伊藤 雅明  
TEL：03 (3457) 7153

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年 6 月 25 日開催予定の第53期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が振替制度に一斉移行(株券電子化)されたことに伴い、不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 7 条(株券の発行)の規定は、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の規定により、同法の施行日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) 当社では、長期にわたり相談役を置いておらず、また、今後相談役を置く予定もないことから、現行定款第 24 条(相談役)の規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以上

## 定款変更の内容

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>法令の定めによる株主の請求および通知</u>ならびに株式に関する<u>手続</u>および手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主の<u>当社に対する請求および通知</u>ならびに株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
第12条～第23条（省 略）	第11条～第22条（現行どおり）
<u>（相談役）</u> <u>第24条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</u>	（削 除）
第25条～第36条（省 略）	第23条～第34条（現行どおり）

以上